

第4章 緑化重点地区

1 . 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条の中で、緑の基本計画の策定項目の中に、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として規定されています。

また、行政による重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進める地区としての役割が期待されます。

さらに、本計画の目標を先導して具体化するため、一定の地区を設定し、短期間に集中的に緑化事業を行い、緑化推進のモデルとして他地区への波及を目指す効果があります。

2 . 地区の設定要件

緑化重点地区の対象としては、以下に示す①～⑩の地区が考えられます。

- ① 駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑が少ない地区
- ③ 緑による質の高い環境整備に対する市民の意識が高い地区
- ④ 具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- ⑤ 避難場所の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要が特に高い地区
- ⑥ 緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑦ 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ⑧ 教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑨ 都市公園を核として、市民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区

資料：新編緑の基本計画ハンドブックより

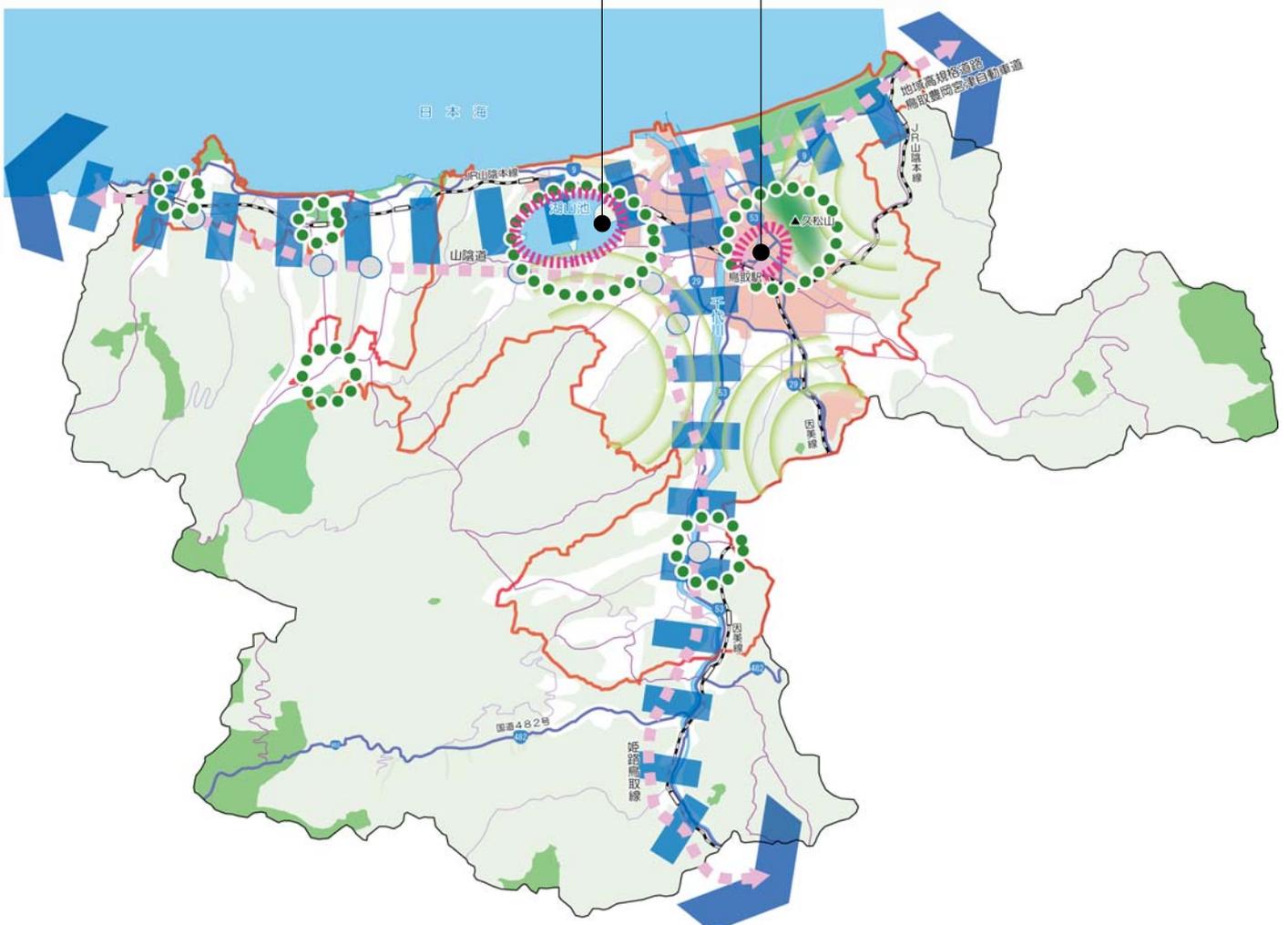
3 . 緑化重点地区の選定

本市では、都市公園事業とその他公共事業による緑化や民有地の緑化を一体的に推進し、重点的に水と緑を守り、創り、つなげ、広げていくため、本市の特徴的な地域特性を有し、都市を形づくる上で重要な以下の地区を緑化重点地区として選定します。

(2) 湖山池周辺
設定要件③、⑨より



(1) 中心市街地
設定要件①、②より



(1)中心市街地地区

ア 現況概要

- ・ 本市並びに鳥取県における中心地区です。
- ・ JR 鳥取駅を中心に商業・行政・業務施設が集積した市街地を形成しています。
- ・ 鳥取城跡や袋川・新袋川などの河川が多く景観軸を形成しています。
- ・ 久松山や本陣山などの山々が位置し、市街のランドマークを形成しています。
- ・ 袋川以北は、主に住宅地を形成していますが、近年、空き家の増加とともに平面駐車場へ変わってきています。

イ 緑化推進のための基本方針

本市の中心であり、久松山や樗谿公園といった山なみの自然環境保全と河川緑地の整備や住宅地の緑化に努め、都市環境と調和した緑を確保します。

本地区の緑化推進の施策を進めるにあたってのテーマを以下のとおり設定します。

「風格とにぎわいのある花と緑のまちづくり」

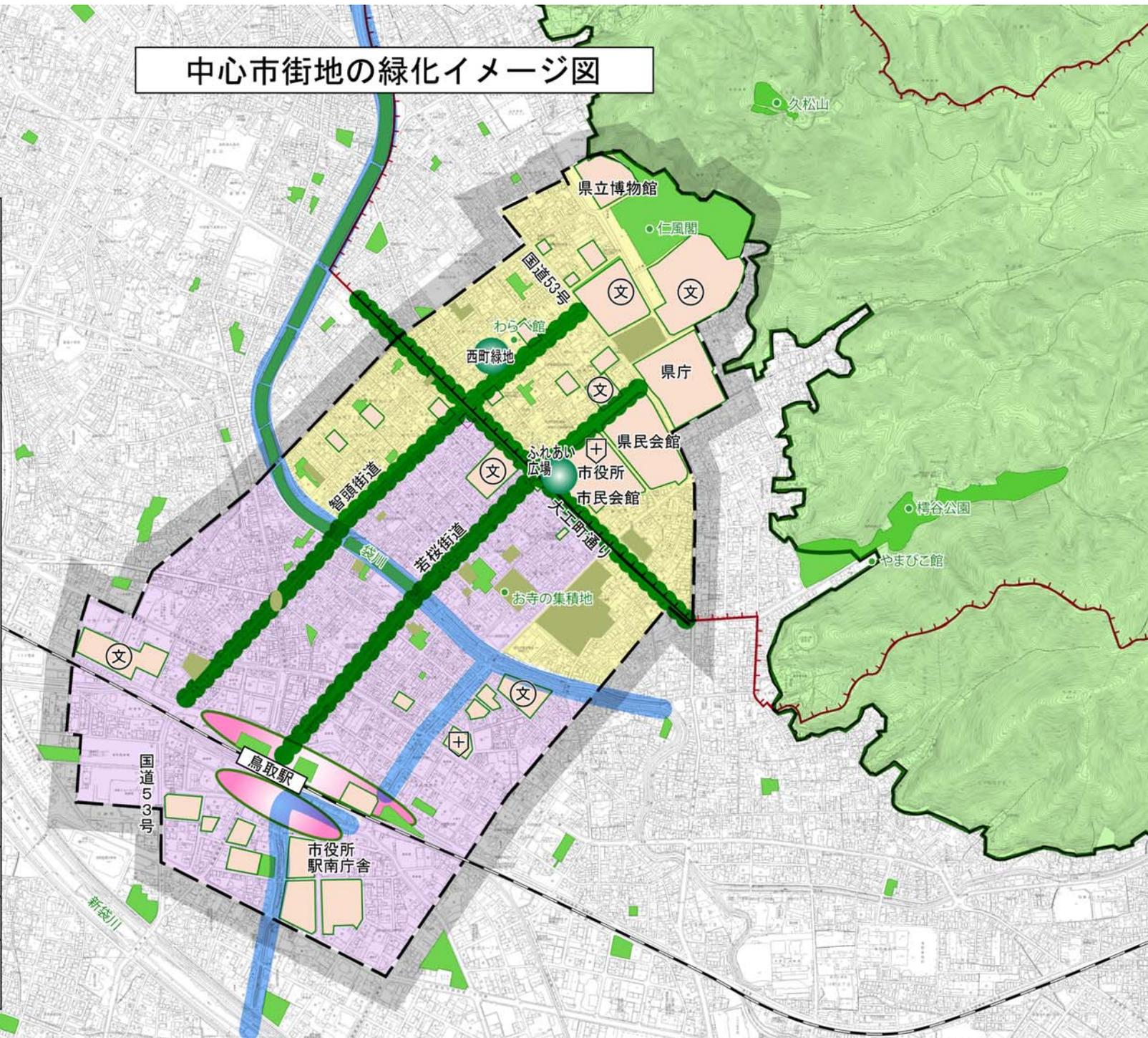
ウ 緑化推進の施策

次の施策について、市民・事業者・行政の協働で取り組み、緑化を推進します。

区分	内 容
守る	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地に残る社寺境内地など一団の緑の保全 ○市街のランドマークとなっている山並みの保全
創る	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい魅カスポット（場所）となる広場の整備 ○市役所など公共公益施設の緑化の推進 ○住宅地における緑化の奨励と生垣助成制度の検討 ○都市の玄関口として緑のうるおいある空間の整備
つなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の街路樹の整備推進 ○店先や歩行空間等のスペースを有効活用した花による彩りやうるおいの創出 ○袋川などの河川における親水空間づくりの推進
広げる	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街や緑化団体等との連携 ○花と緑の勉強会等による緑化啓発

中心市街地の緑化イメージ図

凡 例		
守る	一団の緑を保全する区域	
	山並みを保全する区域	
創る	都市公園等の整備・拡充	
	公共公益施設の緑化推進	
	緑に配慮した居住環境を形成する区域	
	都市の玄関口として潤いある空間の整備	
	街路樹の整備推進	
つなぐ	花の彩りや潤いを創出する区域	
	親水空間の整備推進	
	緑化重点地区	
	景観形成重点区域	
	既存都市公園等の緑の保全	



(2)湖山池周辺地区

ア 現況概要

- ・ 本市を代表し、湖沼景観を形成する湖山池とその周辺に位置します。
- ・ 周辺は近年宅地化が進んでおり、緑の保全が重要な課題です。
- ・ 湖山池の周辺は歴史が古く、多くの史跡を有しています。
(布勢古墳、天神山城跡など)
- ・ 湖山池の西・南岸にはハス群落があり、独特の風景を形成しています。
- ・ 青島は、市民の憩いの場所として親しまれています。

イ 緑化推進のための基本方針

本市固有の湖沼である湖山池の水辺の自然環境保全と親水空間の整備や住宅地の景観形成に努め、自然環境と共生した緑を確保します。

本地区の緑化推進の施策を進めるにあたってのテーマを以下のとおり設定します。

「自然環境の保全と自然の恵みの享受」

ウ 緑化推進の施策

次の施策について、市民・事業者・行政の協働で取り組み緑化を推進していきます。

区分	内容
守る	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒメガマやハスなど水生植物の保全・再生 ○水質の浄化等による生態系の保全・回復 ○城跡や古墳、境内地など一団の緑の保全 ○湖山池の島や周辺の山並みの保全
創る	<ul style="list-style-type: none"> ○景観ポイント（地点）の修景整備 ○学校など公共公益施設の緑化の推進
つなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境と調和した住宅地の形成 ○歩行回遊空間の確保とネットワーク化
広げる	<ul style="list-style-type: none"> ○案内板、ホームページ*¹等による情報提供の充実 ○環境教育・総合学習としての活用 ○湖山池周辺の地域活動団体等との連携 ○大学・小中学校との連携と協働 ○自然環境の保全並びに自然とのふれあいを主体とした公園としての活用

¹ ホームページ：インターネットで、だれもがアクセスできる公開情報。

